

水田活用の直接支払交付金における畠地化の合意書、同意書の作成方法

水田活用の直接支払交付金における「畠地化」については、手続きした年からその農地が同交付金の交付対象外（交付金が受けられなくなる）になってしまうだけではなく、今後、その農地に様々な影響が生じてしまいます。また、それは耕作者や土地所有者が変更になったとしても引き継がれ、将来においてもその影響が続くことになります。

そのため、自己所有地ではない農地（借地等）で「畠地化」を選択する場合は、将来におけるトラブルを防ぐため、事前に土地所有者との合意を得ていただくことが必要があり、耕作者と土地所有者との間で「合意書」及び「同意書」を作成しなければなりません。

1 作成いただくもの

- ① 水田活用の直接支払交付金における畠地化の合意書（以下「合意書」。）
- ② 水田活用の直接支払交付金における畠地化の同意書（以下「同意書」。）

2 提出時期、提出先

転作受付（3月末～4月）までに下表の書類を用意し、提出してください。

<提出書類と提出先> ※提出先＝書類を受け取る人

提出書類	提出先
合意書(原本)、印鑑登録証明書(耕作者分の原本)	土地所有者
合意書(原本)、印鑑登録証明書(土地所有者分の原本)	耕作者
同意書(原本)、合意書(コピー)、印鑑登録証明書(全員分のコピー)	J A (農業再生協議会)

(Q&A 1) 合意書の本文中の農地法第2条第2項における「世帯員等」とは？

- ① 住居及び生計を一にする親族（やむを得ない理由により一時的に住居又は生計を異にしている親族も含む。）
- ② 当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事する他の二親等内の親族

⇒ 親族でも自分名義でない農地を「畠地化」する場合は、必ず合意書、同意書を作成してください。

3 「合意書」、「同意書」の作成方法（具体的な記載方法は見本のとおり）

※いずれの書類も日付欄は「令和7年3月1日」としてください。

<合意書>

- ① 土地所有者（甲）、耕作者（乙）全員分の住所、氏名を記入し、**実印で押印**する。（共同名義土地所有者が5名以上の場合は、「（別紙）土地所有者（甲）の続き」を使用してください。）
- ② 「畠地化する土地の所在等」の欄に**畠地化**を希望する土地の所在・地番、登記面積又は水張り面積（m²）を記入。（賃貸借契約書や利用権設定書の内容とおりに記入してください。）
※1筆の農地のうちの一部を畠地化する場合は、該当部分を明示した耕地図を添付してください。
- ③ 別紙がある場合は全て**ホチキス留め**し、各ページ間に全員分の**実印で割印**。
- ④ 実印を使用した全員分の印鑑登録証明書を取得する。

<同意書>

- ① 土地所有者（甲）、耕作者（乙）全員分の住所、氏名を記入し、**実印で押印**する。（共同名義土地所有者が5名以上の場合は、裏面（土地所有者（甲）の続き）に記入してください。）
- ② 別紙がある場合は全て**ホチキス留め**し、各ページ間に全員分の**実印で割印**。

(Q&A 2) 合意書や印鑑登録証明書はいつまで保管すればいいの？

表面にも記載のとおり、「畠地化」した農地は、今後耕作者や土地所有者が変わったとしても状態が引き継がれ、将来に渡って影響が続いてしまう手続きです。そのため、以後のトラブルを防ぐため、基本的には**捨てたりせず**に大事に保管してください。

4 注意事項

- (1) 合意書の裏面に必ず目を通し、内容を十分に理解した上で合意してください。
- (2) 「合意書」、「同意書」に使用する印鑑は必ず実印(印鑑登録されている印鑑)としてください。
- (3) 印鑑登録証明書は、印鑑登録した市町村窓口で取得できます。（有料）
- (4) 合意書、同意書の様式が不足した場合はコピーして使用してください。また、様式は

旭川市のホームページ（以下 URL、QR コード）からもダウンロードできます。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/504/d078972.html>

